

日吉小附属幼稚園の休園等方針
(平成30年9月20日一部改正)

1 休園等の周知

平成30年度は休園措置等の周知を図るための期間とする。

2 休園措置

平成30年度において平成31年度入園希望園児が15人未満となった場合には、休園とする。ただし、在園児（平成30年度において現に在園する園児をいう。）の転園等による環境の変化を要因とする心理的負担を取り除くことが必要と認めるときは、当該在園児に限り、卒園までの間、入園を認めることができるものとする。

3 廃園措置

休園措置期間が2年続いた場合には、廃園とする。なお、休園措置のただし書による措置を講じたときは、当該期間を休園措置期間に算入するものとする。